

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止における委員会運営について

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止における委員会運営について、以下のとおり対応する。

1 委員会室の使用等方法

		通常時	感染拡大防止対応	
			令和2年6月3日まで	令和2年6月4日から(案)
委員会室の使用 方法	第1	1委員会使用	×	1委員会が1委員会室を使用 ※使用する委員会室は、出席人数に応じて調整
	第2	1委員会使用	×	
	第3	1委員会使用	1委員会使用	
	第4	1委員会使用		
	第5	1委員会使用	1委員会使用	
	第6	(未使用)		
	議場	(未使用)	1委員会使用	
	開催時間	同時開催は 最大5委員会	同時開催は 最大3委員会	同時開催は 最大5委員会
その他 感染拡大 防止策等		<ul style="list-style-type: none"> ●委員・理事者・傍聴席の配席は十分な間隔を空ける ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（傍聴者へは協力依頼） ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●傍聴席の配席は十分な間隔を空ける ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（傍聴者へは協力依頼） ※委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼） 	
委員会 の運営	出席理事者	常時＋ 臨時説明員	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は入替制	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は質疑対応終了後退席
	委員会資料	1開庁日前 に配信	資料の事前配信を開催日の2開庁日前に早め、事前読み込みを徹底することで理事者の説明を最小限とし、質疑時間を確保する。	
	質疑方法	通常通り		

2 適用期間 議会運営委員会において決定する。

3 その他 議会運営委員会では、「その他感染拡大防止策等」準用し開催する。